特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	避難行動要支援者支援制度事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、避難行動要支援者支援制度事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和6年7月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_」						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	避難行動要支援者支援制度事務					
②事務の概要	災害対策基本法に基づき、災害発生時に自らの力では避難行動をとることが困難な住民を把握し、避難行動の支援や安否確認等に利用する。 ①避難行動要支援者名簿の作成 ②避難行動要支援者情報の避難支援者への提供					
③システムの名称						
2. 特定個人情報ファイル:	名					
避難行動要支援者名簿						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	災害対策基本法第49条の10					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施しない)(要施しない)(ま施しない)(3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	総務課					
②所属長の役職名	総務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
_	項目評価		事占項日 評	価書又は全エ	く選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 毎日評価書において、リス・	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接網	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) サ分に行っている	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	Ⅱ,1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日	令和2年4月1日		
A 1-0 - 0 - 0		令和1年6月1日	令和2年4月1日		
令和3年6月1日		山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	I, 8連絡先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ,1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ,2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ,1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ,2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ,1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ,2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ,1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ,2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	